

有害性が懸念される廃棄物の適正処理等調査検討事業

28百万円（22百万円）

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の必要性・概要

国際的な化学物質等に係る規制（ストックホルム条約等）の新たな対象となる化学物質を含め、環境中で有害性等が懸念される化学物質等を含む廃棄物の適正処理について、的確な対応が求められている。

このため、国際的な動向も踏まえつつ、廃棄物処理法に基づき、製品の製造・使用段階を含めたライフサイクル全体での有害廃棄物の発生抑制・適正処理を可能とする取組を検討する。

2. 事業計画（業務内容）

（1）有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のための取組の検討

平成25年4月に開催されたストックホルム条約第6回締約国会議において附属書A（廃絶）に追加されることが決定された、ヘキサブロモシクロドデカン（臭素系難燃剤）について、使用・処理実態の詳細を把握した上で、当該物質を含有する廃棄物の適正処理を徹底するための方策を検討する。

（2）POPs廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン対応

バーゼル条約の下で改訂作業が進められているPOPs廃棄物の環境上適正な管理に関する各種ガイドラインに対し、我が国の適正処理技術に関する情報を適切にインプットし、ガイドラインの内容を踏まえた適正処理方策を検討する。

（3）感染性廃棄物の処理マニュアル等に基づく取組実態のフォローアップ

感染性廃棄物等に関する取組実態のフォローアップを行い、必要に応じてマニュアル等の見直しを行う。特に、在宅医療廃棄物について、自治体における適正処理を徹底するため、手引きについて必要な見直しを行う。

3. 施策の効果

環境中での有害性等が懸念される化学物質の廃棄に伴うリスクを低減し、生活環境保全上の支障の未然防止を図ることで、安全・安心な社会を構築する。

有害性が懸念される廃棄物の適正処理等調査検討事業

平成26年度要求額28百万円（平成25年度予算額22百万円）

目的 国際的な動向も踏まえつつ、廃棄物処理法に基づき、製品の製造・使用段階を含めたライフサイクル全体での有害廃棄物の発生抑制・適正処理を可能とする取組を検討する。

事業内容

○ 有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のための取組の検討

平成25年4月のストックホルム条約締約国会議において、ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)がストックホルム条約の附属書A(廃絶)へ追加されることが決定。このため、HBCD含有廃棄物に関する使用・処理実態を把握した上で、適正処理を徹底するための方策を検討。

物質名	主な用途
ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)	難燃剤(建材用断熱材、土木資材、カーシート、カーテンなど)

○ POPs廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドラインへの対応

バーゼル条約の下で改訂作業が進められているPOPs廃棄物の環境上適正な管理に関する各種ガイドラインに対し、我が国の適正処理技術に関する情報を適切にインプットし、ガイドラインの内容を踏まえた適正処理方策を検討。

○ 感染性廃棄物の処理マニュアル等に基づく取組実態フォローアップ

在宅医療の促進により、今後、排出量の増加が見込まれる在宅医療廃棄物について、回収時の事故発生防止を含めた適正処理の徹底のため、自治体の取組実態を把握し、「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」(平成20年3月)の見直しを必要に応じて実施。



環境中での有害性等が懸念される化学物質の廃棄に伴うリスクを低減
生活環境保全上の支障の未然防止を図り、安全・安心な社会を構築